

令和元年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第 1 号）

令和元年 6 月 3 日（月曜日）

議 事 日 程

令和元年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 17 号から議案第 25 号まで

（提案理由の説明）

議案第 17 号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件

議案第 18 号 舟橋村手数料条例一部改正の件

議案第 19 号 舟橋会館条例一部改正の件

議案第 20 号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件

議案第 21 号 舟橋村都市公園条例一部改正の件

議案第 22 号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 23 号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 24 号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 25 号 村道の路線認定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番 古川元規君

2 番 良峯喜久男君

3 番 加藤智恵子君

4 番 杉田雅史君

5 番 森弘秋君

6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金 森 勝 雄 君
教 育	長	高 野 壽 信 君
総 務 課	長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課	長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者		田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員		吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
事 務 局 主 任	加 藤 穰

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和元年6月舟橋村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（森 弘秋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 加 藤 智恵子 君

4番 杉 田 雅 史 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（森 弘秋君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日審議終了までとすることに決定しました。

議案第17号から議案第25号まで

○議長（森 弘秋君） 日程第3 議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件、議案第18号 舟橋村手数料条例一部改正の件、議案第19号 舟橋会館条例一部改正の件、議案第20号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件、議案第21号 舟橋村都市公園条例一部改正の件、議案第22号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）、議案第23号 令和元年度舟橋村国民健康保険事

業特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第25号 村道の路線認定の件、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第17号から議案第25号まで、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、令和元年6月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

まず初めに、子育て支援賃貸住宅についてであります。

今年4月16日に着工いたしました子育て支援賃貸住宅の建設工事は順調に進捗しており、当初の予定を前倒しいたしまして、9月末に入居を開始する予定であります。

本定例会では、子育て支援賃貸住宅の設置条例等を上程しておりますので、その概要について申し上げます。

まず、賃貸住宅の名称のことではありますが、入居者同士や地域とのつながりを深めることで創出する温かな居住空間をイメージいたしまして、「リラフォートふなはし」といたしました。

入居対象者は、小学生までの子どもを有する子育て世代または新婚世帯であって、本村の目指す「子育て共助のまちづくり」のコンセプトをご理解いただける方としております。また、家賃につきましては、近隣の民間アパート料金を考慮するとともに、部屋面積や構造分類に応じた料金設定を行い、5万円台から6万円台といたしました。

また、子育て賃貸住宅から本村への定住を目的に、賃貸住宅から戸建て住宅へと転居される方には、家賃の一定割合に賃貸住宅定住期間を乗じて得た金額を助成する住みかえ制度を導入することも検討しております。

入居に向けた今後のスケジュールでは、今月の30日にふなはしこども園において、本村のモデルエリアを構成するメンバーであります京坪川河川公園、ふなはしこども園、賃貸住宅建築施工業者の主体運営事業者と村による「体感型入居者募集説明会」を開催いたします。

その後、7月上旬から8月上旬までの約1カ月間、入居者の募集受付を行いまして、8月中旬ごろに入居者を決定する予定であります。

いずれにいたしましても、9月末の入居開始に向けて万全を期してまいる所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、本村簡易水道事業における水道料金の改定についてであります。

本村の簡易水道事業は、昭和47年、給水人口1,400人で供用を開始して以来、今年で47年目を迎えることとなります。この間、人口増に伴う3度の変更認可を経て、現在では給水人口3,600人に対応できる施設として運営をしております。

また、これまで本村の簡易水道事業特別会計は、給水人口が5,000人以下の小規模事業であることから、地方公営企業法を適用せずに、身の丈に合った事業運営を基本とし、事業を展開してまいりました。しかしながら、本年1月25日付の総務大臣通知を受けまして、簡易水道事業も原則として4年後の2023年までに公営企業会計へ移行する必要が出てまいりました。

当該公営企業会計が導入されますと、独立採算制を旨とすることや担当職員の身分取扱をはじめとする、これまでとは事業運営の方法が大きく異なることとなります。

まず、これまでの水道事業会計では、経営赤字が発生した場合は一般会計からの繰入金で補填することができましたが、公営企業会計では繰り入れができなくなります。また、水道担当職員の給与は、現在一般会計から支給しておりますが、今後は水道会計から支給することとなります。さらには、当該施設等の減価償却に伴う内部留保資金の確保が必要となってまいります。

これらのことを勘案いたしまして、本村では、今年4月、自治会や各種団体と学識経験者等で構成する「舟橋村簡易水道使用料等検討委員会」を立ち上げ、公営企業会計導入に伴う水道料金について検討していただき、その結果を去る5月21日に答申いただいたところであります。

答申内容では、舟橋村の水道料金は、平成16年に改定して以来、現在まで15年間その料金を据え置いていることや、この間、人口増加に伴い水道料金収入も増加傾向に

あり、今後もしばらくは人口の増加が見込まれる。しかし、当該施設の老朽化も徐々に進むことから、施設の更新や耐震化のための資金の確保が必要となり、また公営企業会計の導入に伴い赤字部分の一般会計からの繰り入れができなくなることや、人件費について水道会計から支出が必要となる。

以上のことから、計画的な施設更新と将来に向けた水道事業の健全な経営・運営を維持するため、今般水道料金改定は必要であり、その改定率は5%が妥当であるとの答申であります。

本村では、この答申を踏まえ慎重に検討した結果、答申どおりの改定が妥当であると判断し、今年10月から水道料金の改定を実施いたします。

今後は、住民の皆様にご理解いただけるよう、広報ふなはしやホームページはもちろん、さまざまな機会を通し周知の徹底に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしております案件について、ご説明申し上げます。

議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件につきましては、本年9月末より入居開始予定の子育て支援賃貸住宅を管理運営するために必要な事項を定めるものであります。

議案第18号 舟橋村手数料条例一部改正の件につきましては、各種証明書の発行手数料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 舟橋会館条例一部改正の件につきましては、入浴料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件につきましては、舟橋村簡易水道使用料等検討委員会からの答申に基づき簡易水道使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 舟橋村都市公園条例一部改正の件につきましては、テニスコート使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,909万1,000円を追加し、予算の総額を19億9,245万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、障害者自立支援に係るシステム改修費462万円、幼児教育無償化に係るシステム改修費605万円、風疹抗体検査に係る健康管理システム改修

費等に238万4,000円、産地パワーアップ事業補助金312万6,000円、図書館の自動火災報知受信機取りかえ工事費105万3,000円等であります。

その財源といたしまして、国庫支出金1,087万1,000円、県支出金325万6,000円及び前年度繰越金476万4,000円等を充当しております。

議案第23号 令和元年度舟橋村国民健康保健事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、予算の総額を1億8,664万2,000円とするものであります。

今回の補正は、国民健康保険税減免制度の改正に係るシステム改修費であります。その財源といたしましては、全額県支出金を充当しております。

議案第24号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を1億6,036万2,000円とするものであります。

今回の補正は、竹内団地配水管布設に係る費用1,000万円であります。その財源といたしましては、国庫支出金627万5,000円及び村債350万円等を充当しております。

議案第24号 村道の路線認定の件につきましては、道路法第8条第2項の規定により、村道国重西部線の認定をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(森 弘秋君) 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長(森 弘秋君) 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時16分 散会